

平成22年度税制改正要望事項

平成21年10月
指定都市市長会

1 法人市民税のあり方

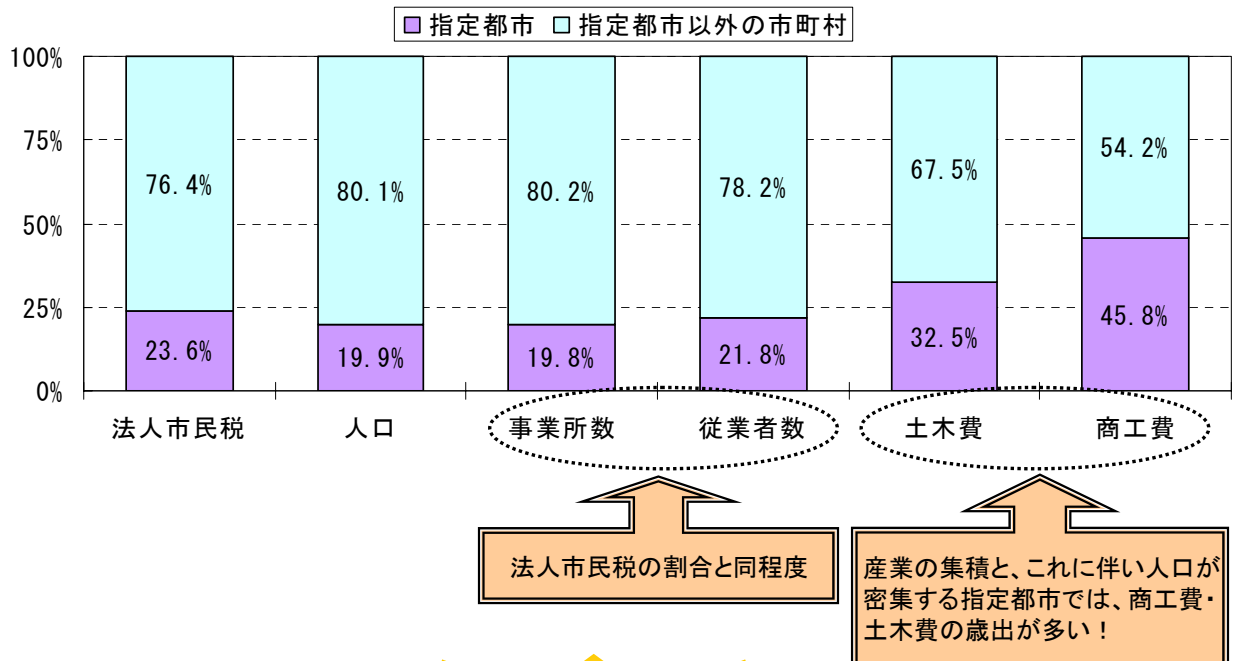
法人市民税は、地域の構成員としての負担であり、市町村の基幹税目としての役割を果たしていることから、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度見直しを行うのではなく、まずは国と地方の役割を抜本的に見直し、その役割分担に応じた税源配分とすること。

(理由と現状)

法人市民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを提供されていることに対する負担であり、単なる地方間の税収再配分となるような制度の見直しは、法人市民税の性格に反するものである。

地方間の財政力格差は、これまでも地方交付税制度などを通じてその解消が図られてきたところであり、今行うべきことは、国と地方の役割分担を明確にし、その役割分担に応じた税源配分とすることである。

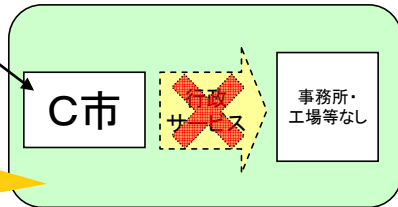
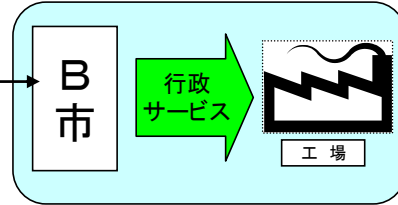
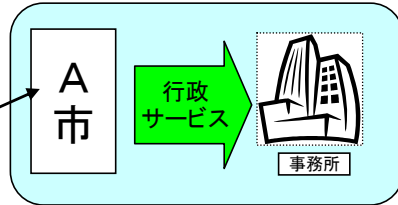
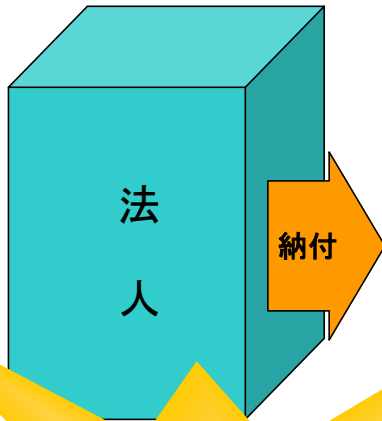
全国に占める指定都市の割合



法人市民税の指定都市のシェアは、
従業者数などを反映した水準。
一方、社会資本整備などの経費負担は、
大都市の産業集積の状況を反映して多大。

現行の法人市民税法人税割は、従業者数を基礎として配分されているが・・・

格差是正の議論における案

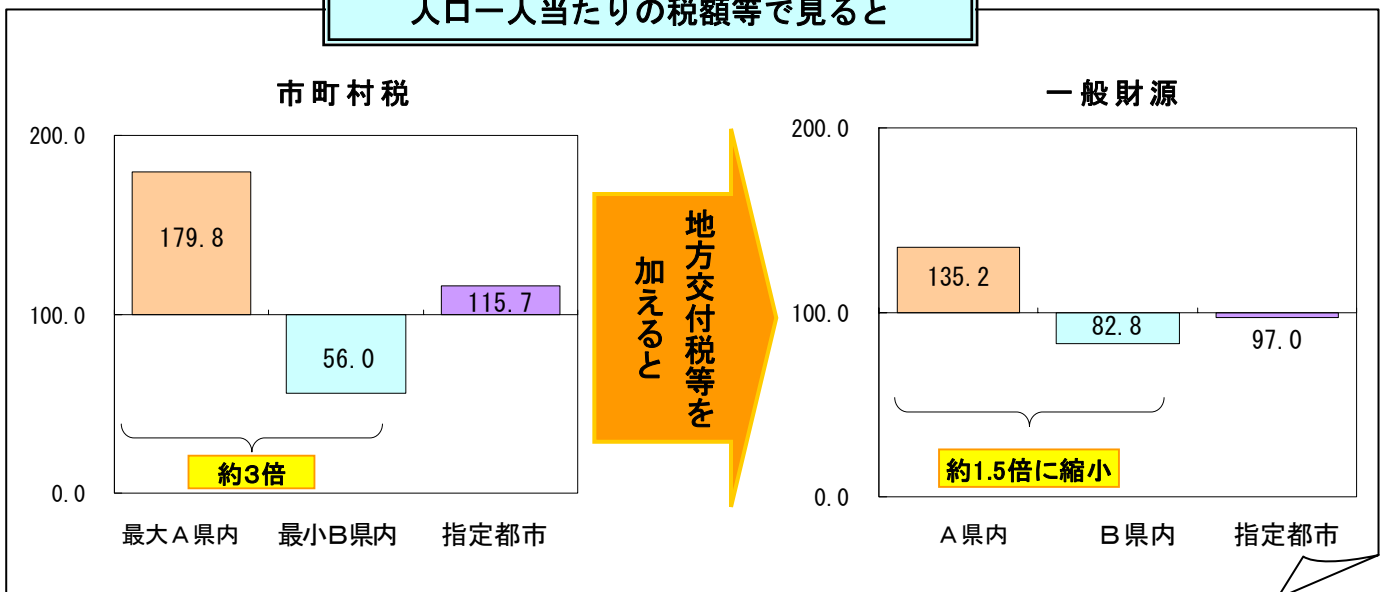


法人に対する行政サービスとは関連のない指標による配分は、受益と負担の関係に反する

地方間の財政力格差は地方交付税等によって解消が図られている

平成 19 年度決算数値 【全国平均：100】

人口一人当たりの税額等で見ると



* 一般財源とは、市町村税、地方交付税、地方譲与税の合計

2 税制改正に伴う地方税法の改正時期

市税条例の改正に係る市議会での審議時間が十分確保されるよう、また、市民への周知期間が十分確保できるよう、地方税法の改正時期について引き続き配慮すること。

(理由と現状)

地方税法の改正に伴う市税条例の改正は、市民の生活に多大な影響を与えるものであることから、市民の意思を代表する市議会での十分な審議を得た上で議決により行われること、また、市民への周知期間が十分確保されることが適切である。

3 固定資産税等の優先徴収制度の創設

固定資産税・都市計画税の安定確保及び税負担の公平の観点から、課税対象不動産について滞納処分による差押えや競売等の手続が開始された場合に、手続開始後の固定資産税・都市計画税をその換価代金から優先的に徴収する制度を創設すること。

(理由と現状)

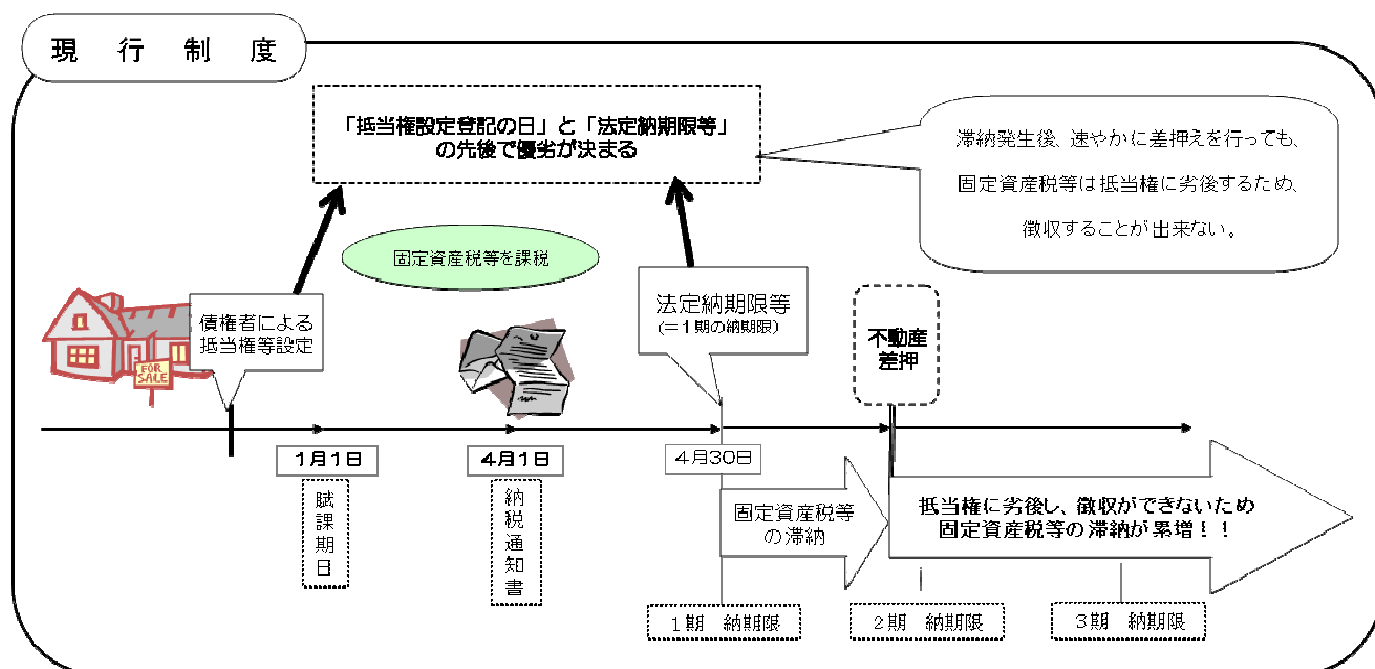
固定資産の所有者に課税される固定資産税・都市計画税は、ほとんどの場合、課税対象不動産について不動産の価格を上回る抵当権等が設定され、納税よりも抵当権者等への返済が優先される事態が生じている。

その結果、毎年課税される固定資産税・都市計画税の滞納が累増している。

現行制度では、新たに課税される固定資産税・都市計画税は、常に課税対象不動産に設定された抵当権等に劣後することから、当該不動産について滞納処分を進めることができず、また競売等の強制換価手続からも徴収することができない。

適法に課税された固定資産税・都市計画税が、制度上徴収できないことは、市町村の基幹税目である固定資産税・都市計画税の安定確保や税負担の公平の観点から、著しく不合理である。

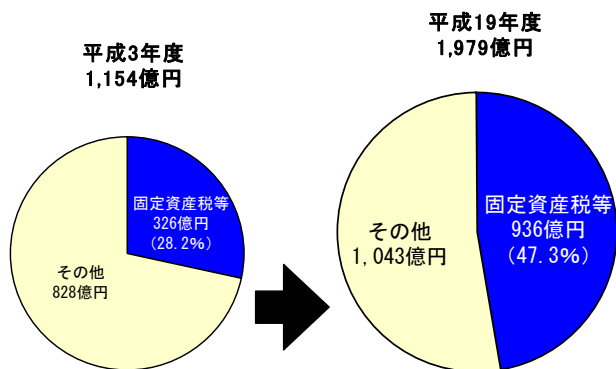
そこで、上のおり固定資産税・都市計画税の徴収制度の改善を要望する。



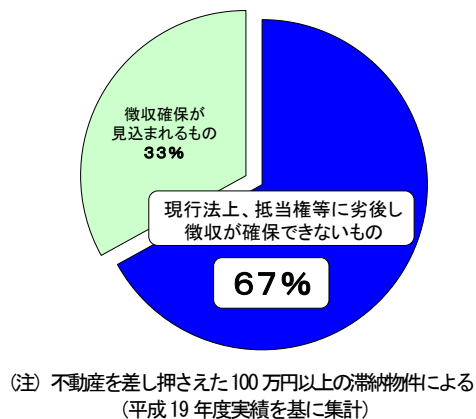
固定資産税等の徴収に関する現状

適法に課税された固定資産税等が徴収できないことは、制度上の問題点。

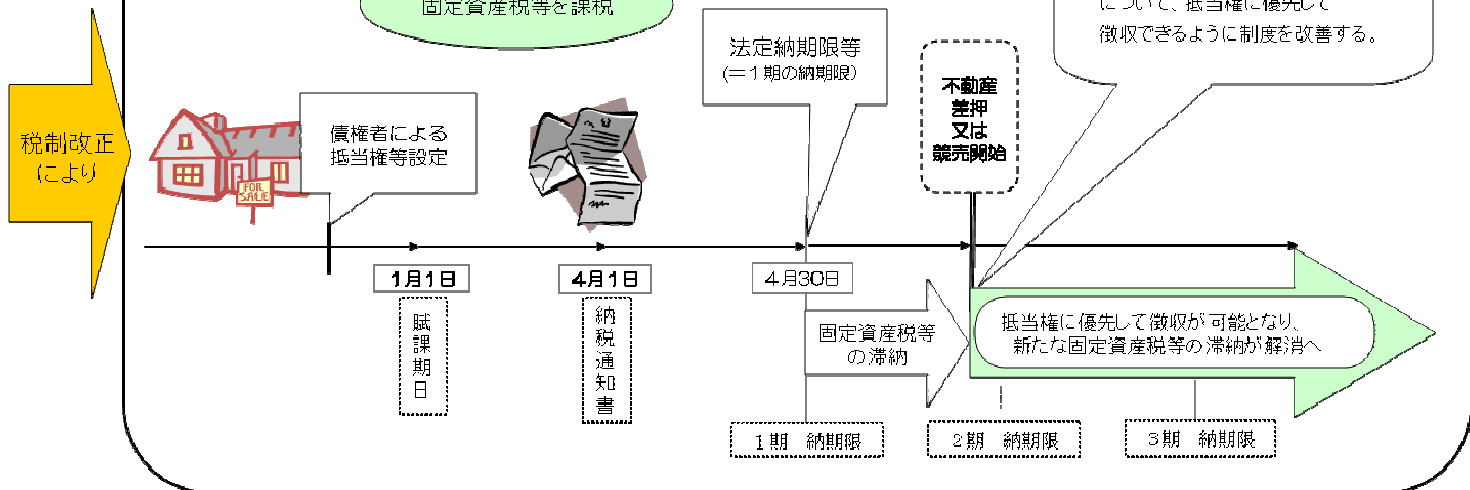
① 指定都市の市税未収額に占める
固定資産税等の割合が大幅に増加している。



② 現行制度では、新たに課税される固定
資産税等は、常に抵当権等に劣後する
ため、徴収が確保できない。



制度創設後



4 損耗の状況による減点補正率の適用方法の具体化

経年減点補正率及び損耗減点補正率において、近年特に疑義が生じているその具体的適用方法について早急に整理して提示されたい。

さらに、用途及び構造に着目した現行の適用区分を、建築技術の進歩等を踏まえた科学的・合理的根拠に基づく適用区分に改めることも検討されたい。

(理由と現状)

固定資産評価基準における経年減点補正率基準表においては、木造9種類・非木造9種類のうちで、全ての用途及び構造に適合する経年減点補正率を決定しなければならないため、従来からその適用に困難な部分も存在していたところであるが、近年、冷凍倉庫と一般倉庫、百貨店と店舗などその適用に対して訴訟等に発展する事案が増加している。したがって、その具体的適用方法を早急に整理して提示いただきたい。

さらに、耐用年数に関する財務省令との関係も踏まえて、用途及び構造に着目した現行の適用区分を、建築技術の進歩等を踏まえた科学的・合理的根拠に基づく適用区分に改めることも検討いただきたい。

また、固定資産評価基準における損耗減点補正率基準表においても、現行別表第10が科学的・合理的な知見から判断して適正なものとなっているか検証され、具体的な適用方法についても整理して提示いただきたい。

5 評価基準改正告示時期の早期化

- 1 「再建築費評点基準表」については、新增築家屋に係る調査事務・評価事務に要する時間を確保するため、少なくとも当該事務が本格化する評価替え前年度の4月には改正告示をされたい。
- 2 また、「再建築費評点補正率」及び「経年減点補正率基準表」についても、主に既存家屋に係る評価替え事務において使用するほか、翌年度の税収見込みの算定基礎数値となるものであることから、これらの事務が本格化する評価替え前年度の9月には改正告示をされたい。
- 3 改正に先立って、できるだけ早く改正案を市町村に提示すること。

(理由と現状)

- 1 平成21基準年度における新增築家屋の調査・評価事務については、再建築費評点基準表の案の提示が遅れたことや、パブリックコメントの結果が出てから電算システム改修を行ったことから、多くの都市で着手が1～3ヶ月程度遅延してしまった。しかし、納税通知書の発送時期は決まっており、電算処理期限は遅らせることができないため、結果として作業期間が短くなり、また、その間の事務負担が大きなものとなった。
- 2 再建築費評点補正率及び経年減点補正率については、各都市とも翌年度の税収見込みの基礎数値として重要なものであるが、平成21基準年度においては、案として提示された状態で見込額を計算せざるを得なかった。結果として、示された補正率に変更がなかったものの、仮に変更があった場合は各都市の財政運営にも大きな影響が生じる恐れがあるため、早期に確定させる必要がある。

【参考：指定都市における標準的な事務処理スケジュール】

	平成18基準年度	平成21基準年度
システム改修に要した期間	平成17年4月～平成17年9月	平成20年6月～平成20年11月
新增築家屋調査・評価に係る期間	平成17年8月～平成18年2月	平成20年9月～平成21年2月
税収見込資料の作成時期	平成17年11月～12月	平成20年11月～12月

